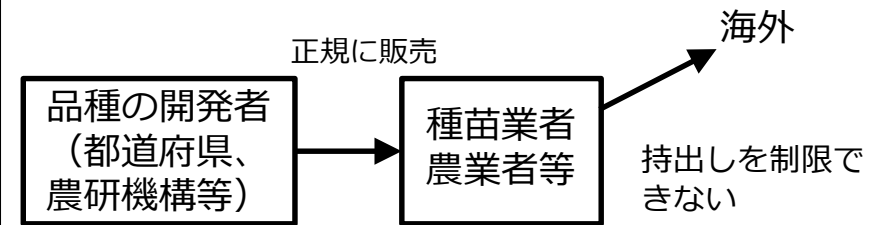


輸出先国の指定（海外持ち出し制限）

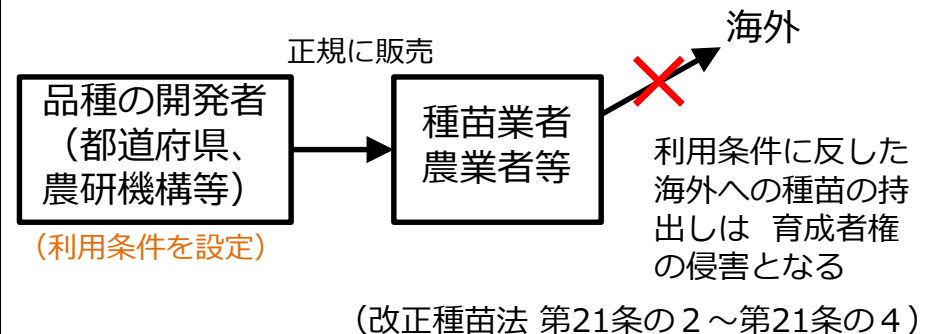
- **品種登録出願時**に、育成者権者が輸出先国の指定（海外持ち出し制限）の利用条件を付すことで、**登録品種の国外への持ち出し**が制限できるようになる
- 利用条件は、(ア)植物品種保護制度のある国であって、(イ)十分な品種の保護が図られないおそれがない国を指定する。
- **流出を防止する条件を付し**、かつ「**指定する国がない**」場合には、**海外への持ち出しが制限される**。
- **出願時のみ手続きが可能**（施行日（令和3年4月1日）以降の出願から適用される）※
- **利用を制限する意図のない品種**は、**利用条件を付す必要はない**
- **指定国外への輸出は許諾すれば可能**となる

海外持出制限の利用条件を付して種苗を販売

【現行制度】



【改正後】



※経過措置

輸出等の行為に係る制限の届出に関しては、施行日から6ヶ月間（令和3年9月末まで）に限り、既存の登録品種及び出願中の品種についても届出を受け付ける。（以降は、利用条件をつけることはできない。）

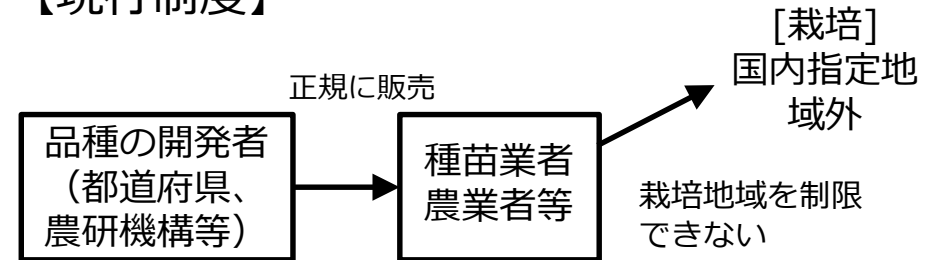
国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培制限）

- **品種登録出願時**に育成者権者が国内栽培地域限定の利用条件を付すことで、**登録品種の国内指定地域外での栽培**※の**差止め**等が可能になる
※種苗を用いて収穫物を得る行為
- この利用条件は**栽培の地域**のみに適用される。（**種苗を増殖する者**や**地域**等は、これまでと同様、許諾により制限する。）
- **出願時のみ**手続が可能（施行日（令和3年4月1日）以降の出願から適用される）
- 利用を**制限する意図のない品種**は、**利用条件を付す必要はない**
- 指定地域外での栽培は**許諾すれば可能**

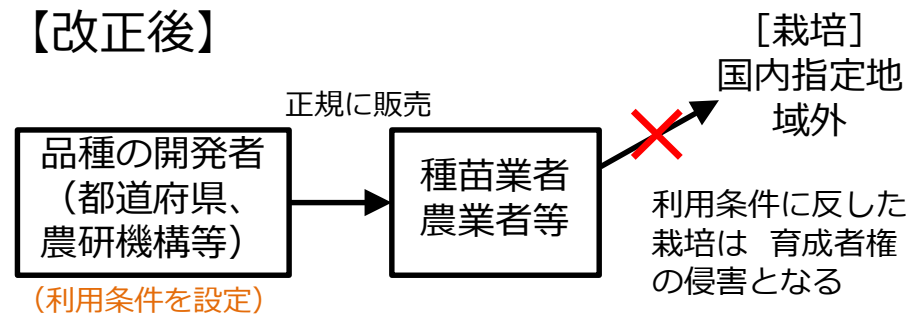
国内栽培地域限定の利用条件を付して種苗を販売

都道府県の開発品種等について、特定の地域に栽培を限定することで、産地形成を進めることが可能となる

【現行制度】



【改正後】



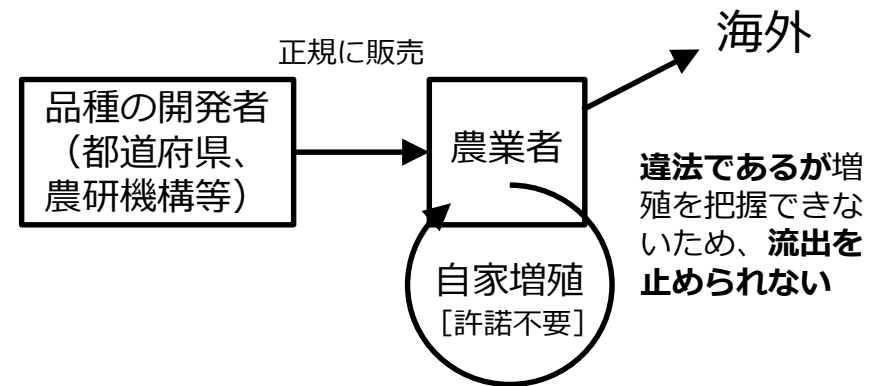
（改正種苗法 第21条の2～第21条の4）

登録品種の自家増殖は許諾に基づき行う

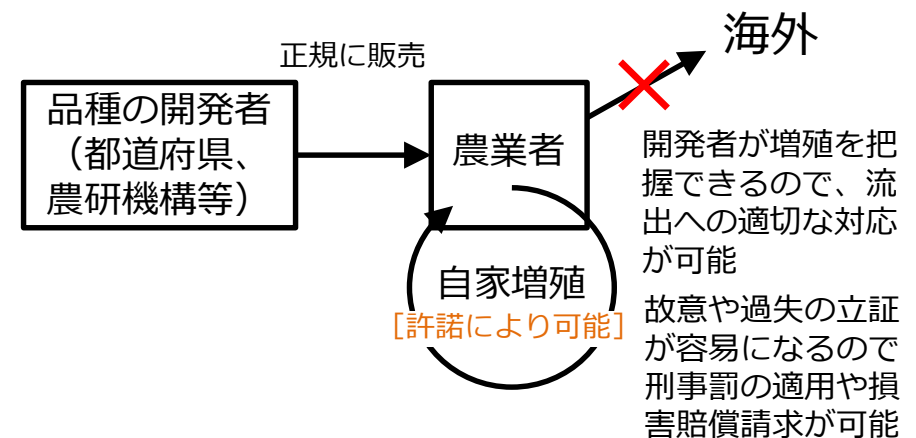
- 法改正によって登録品種については、農業者による増殖は育成者権者の許諾を必要とする
- 農業者が増殖する場合であっても契約行為等の機会に品種の利用条件を伝達する機会が生まれる
- 自家増殖に許諾を必要としない登録品種については、その旨を明示（ホームページ、広報誌その他）すれば取扱いは変わらない。
- 毎年種苗を購入している場合や既に許諾に基づき増殖を行っている場合（いちご、かんしょ等）では種苗法が改正されても扱いは変わらない

許諾に基づく自家増殖

【現行制度】



【改正後】



(現行法 第21条第2項及び第3項の削除)

登録品種の表示の義務化

- 改正種苗法では、**登録品種である旨**（現行法は努力義務）及び**輸出の制限、栽培地域の制限**がある場合の**表示義務**が課せられる。（令和3年4月1日以降）
- 育成者権者**からも、種苗生産者、流通業者等に対して**周知徹底**を行うことが重要となる。

【登録品種であることの表示義務】

- 「**登録品種**」の文字を記載
または、
「**品種登録**」の文字及びその**品種登録の番号**を記載
- 登録品種（過去に登録品種であった場合も含む）を販売等する場合に、当該登録品種名を使用

【輸出の制限、国内栽培地域の制限がある旨の表示義務】

- 「利用制限あり（詳細は官報又は農林水産省のホームページを参照）」と記載（**検討中**）

【義務表示を行う場合と方法】

- 展示**又は**広告**を行う場合
- 展示の場合、必要な表示事項を種苗の袋、缶等に**直接表示**するか、又は表示事項を記載した**証票を種苗に添付**する。

（指定種苗制度の表示義務と異なり「店頭の見やすい場所」等への表示は不可）

【義務表示の例】

品種名：ノウリンイエロー
この種子は**登録品種**です。
利用制限あり（詳細は官報又は農林水産省のホームページを参照）

この品種は**品種登録**されています
品 種 名：ノウリンイエロー
登録番号：999999
利用制限あり（詳細は官報又は農林水産省のホームページを参照）

※流通の過程で登録の失効が予定されている場合

この種子は**登録品種**です（令和3年7月14日まで）
品種名：ノウリンイエロー

【義務違反の際の過料】

表示義務違反については10万円以下の過料に処せられる場合がある

(参考) 果樹種苗に貼付されている証紙 (現行のもの)

(一社) 日本果樹種苗協会発行の証紙 (農研機構育成登録品種用)



【証紙を貼付した苗木】



「利用制限あり(詳細は官報又は農林水産省ホームページを参照)」との表記は追加が必要

農研機構育成品種のうち、種苗法登録品種の苗木に貼付。

例) 西南のひかり、もりのかがやき、おひさまコット、ぽろたん、凜夏、甘太、ジェイドスイート、みはや、あすみ、璃の香、ローズパール、太豊、ルビースイート、ほしあかり、太雅、麗玉、なるみ、白楽天、舞飛天、ぽろすけ、さくひめなど

【その他の主な日本果樹種苗協会発行証紙】

農研機構育成出願公表品種用証紙



農研機構育成品種のうち、出願公表中の品種の苗木に貼付。

(例) グロースクローネ、ハニービート

果種協の紹介する民間育成登録品種用証紙



果樹種苗協会が許諾契約を照会している民間(個人・団体・企業等)で育成した登録品種の苗木に貼付。

例) アルプス王子、豊華、ブラックビート

都道府県・大学等育成品種用証紙

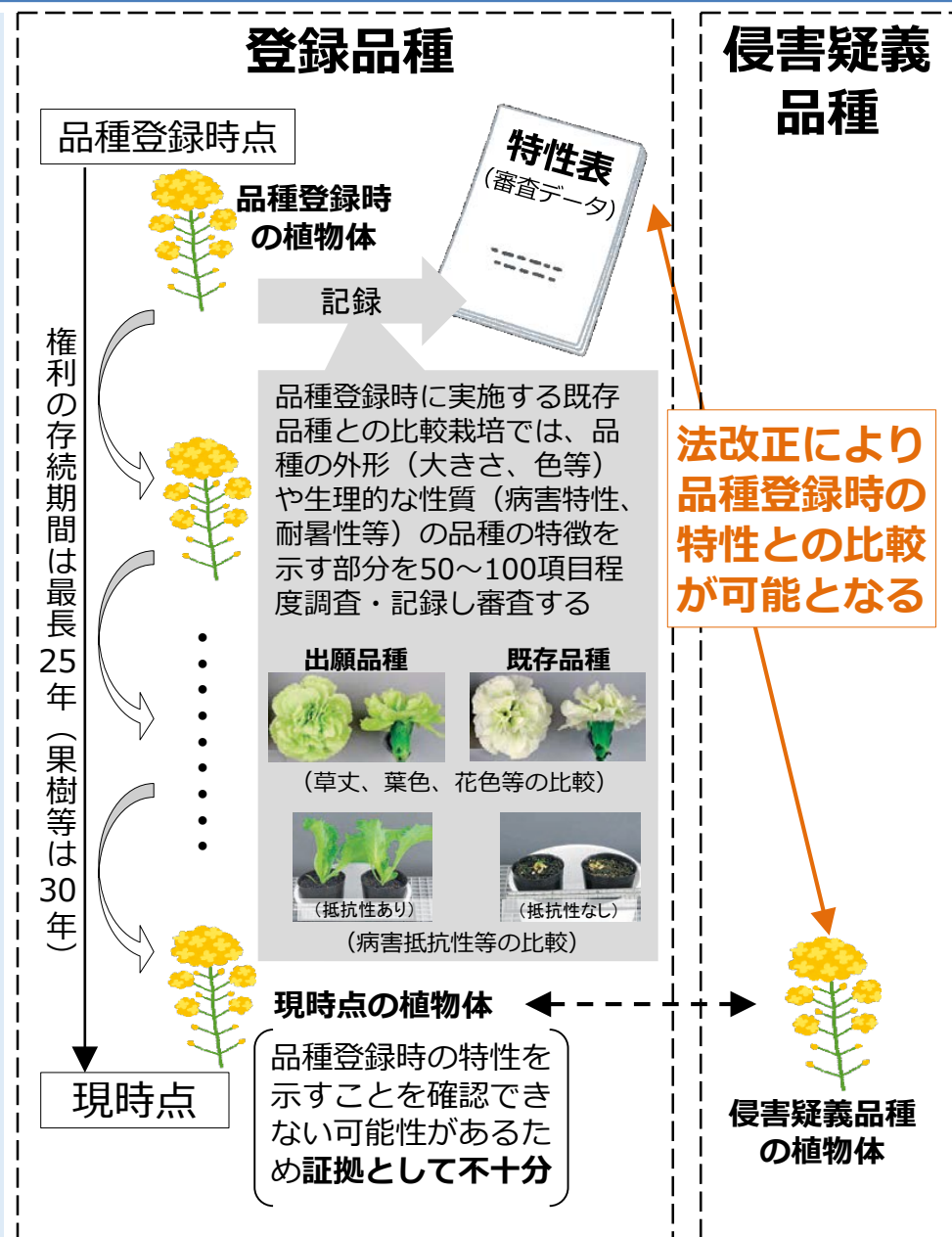


都道府県、大学等で育成した出願公表品種及び農研機構育成品種のうち、種苗法登録品種の苗木に貼付。

例) 東京都農林水産振興財団育成のキウイフルーツ品種：東京ゴールド、
長崎県育成のピロ品種：BN 2 1号、なつたより、はるたより、麗月
九州大学育成のブドウ品種：BK シードレス

権利侵害の立証における特性表の活用

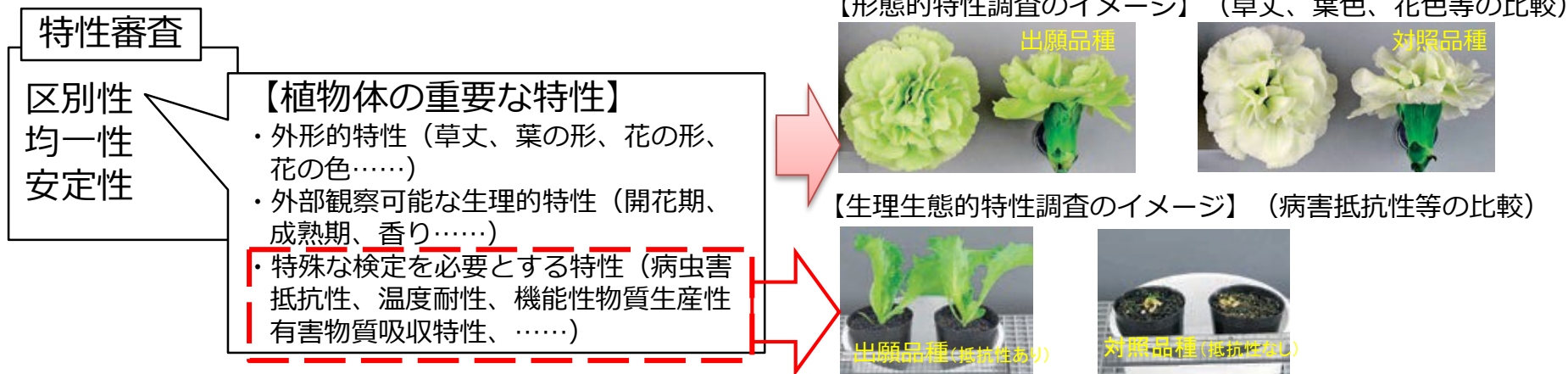
- 現行法では、侵害を立証するためには、侵害が疑われる種苗と**品種登録時点の植物体との比較栽培が必要**との裁判例がある
- この場合、侵害の立証に時間がかかると共に、**登録時点の植物体が災害等によって失われた場合や、保存が技術的に困難な場合は育成者権の行使が困難**となってしまう問題がある
- 法改正により、品種登録時の品種の特性を記録した「**特性表**」と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の**特性が同一であることを推定する制度**を設け、**侵害立証を行いやすくする**
- 育成者が**特性表の訂正を請求**できる制度、**裁判での証拠等に活用**できるよう育成者権が及ぶ品種か否かを**農林水産大臣が判定する制度**を設ける



(参考) 日本の品種登録審査結果の活用による海外の審査の簡略化

- 栽培試験の高度化により、**海外出願**における日本の**審査結果の活用**が進むことが期待される（海外出願費用と期間の短縮につながる）。

【品種登録審査（栽培試験）】



【日本の審査結果の活用による海外の品種登録審査の簡略化】

【海外と同水準の栽培試験を行い品種登録】

【審査データの海外への提供】 【書類審査のみによる海外での登録】

